

第3節

自然とのふれあいの確保

1 自然公園等の整備・活用

1-1 自然公園等利用施設の整備

自然公園などの適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。

これら施設は、設置市町村等に維持管理を委託するとともに、市町村、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、改善を行っています。

平成16（2004）年度には、答志島縦走線歩道（伊勢志摩国立公園）、青山高原園地（室生赤目青山国定公園）などの4施設を整備しました。

1-2 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るために、各国立公園、国定公園及び水郷県立自然公園については、公園計画が策定されています。しかし、他の4県立自然公園（奥伊勢宮川峡、香肌峡、赤目一志峡、伊勢の海）は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

平成16（2004）年度は、奥伊勢宮川峡県立自然公園を対象に、特別地域の指定など公園計画の策定に向けた検討を行いました。

1-3 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる三重県民の森と三重県上野森林公園を設置しています。

「三重県民の森」（菰野町）は、昭和55（1980）年に開催された全国植樹祭を機に設置され、平成16（2004）年度には、11万人余りの来園者がありました。

「三重県上野森林公園」は、上野新都市の整備と併せて平成10（1998）年度に完成しました。平成11（1999）年度から開園し、平成16（2004）年度には6万人余りの来園者がありました。

1-4 自然遊歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、年間利用者数は656.8万人（平成15（2003）年度）となっています。

三重県内の延長は約197kmで、6市2町1村にまたがっています。その維持管理はそれぞれの市町村に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しています。

表2 3 1 東海自然歩道市町村別 覧表（延長：km）

| 市町村名 | 延長 | 市町村名 | 延長 | 市町村名 | 延長 |
|------|------|------|------|------|-------|
| いなべ市 | 33.8 | 鈴鹿市 | 9.9 | 久居市 | 0.7 |
| 菰野町 | 32.6 | 亀山市 | 27.9 | 白山町 | 19.9 |
| 四日市市 | 1.9 | 伊賀市 | 53.6 | 美杉村 | 16.8 |
| 計 | | | | | 197.1 |

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9（1997）～13（2001）年度で整備を実施した全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県西淡町鳥取を結び、関係府県は2府と7県、その総延長は3,258km、年間利用者数は1,454.3万人（平成15（2003）年度）となっています。

三重県内の総延長は606.3kmで、中南勢地域から東紀州地域にかけて20町村を通っており、鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、三重県の長距離自然歩道網を形成しています。

なお、維持管理はそれぞれの市町村に委託しています。

2 森林・水辺等の保全・活用

2-1 温泉の保護・利用

三重県には222ヶ所（平成17（2005）年3月31日現在）の源泉がありますが、その利用目的は湯治場等の保健的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が急増しており、既設源泉の揚湯量の減少及び泉質の低下が懸念されています。そこで、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した指導を行っています。

平成16（2004）年度は、許可申請のあった温

第2章 人と自然が共にある環境の保全

2章 節

●自然とのふれあいの確保

表2 3 2 温泉法に基づく許可実績の推移

| 種別\年度 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 温泉掘削 | 3 | 4 | 11 | 9 | 12 | 16 | 11 | 18 | 15 | 6 | 16 | 13 | 15 | 11 | 7 | 10 | 7 | 4 | 5 | 11 | 8 |
| 増掘及び動力装置 | 2 | 3 | 4 | 8 | 6 | 11 | 3 | 8 | 10 | 6 | 6 | 13 | 9 | 8 | 7 | 4 | 7 | 6 | 6 | 4 | 6 |
| 温泉利用 | 2 | 10 | 23 | 40 | 57 | 49 | 97 | 37 | 51 | 28 | 58 | 50 | 52 | 54 | 80 | 61 | 62 | 55 | 67 | 31 | 244 |
| 合 計 | 7 | 17 | 38 | 57 | 75 | 76 | 111 | 63 | 76 | 40 | 80 | 76 | 76 | 73 | 94 | 75 | 76 | 65 | 78 | 46 | 258 |

泉の掘削8件、増掘及び動力装置6件について審査したほか、262件の温泉利用許可申請（浴用及び飲用）について244件の許可を行いました。

2-2 グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市などで生活する人々が、自然豊かな農山漁村において、その地域の農林漁業を体験したり、自然や文化に触れる中で田舎暮らしや地域の人々との交流を楽しむレクリエーション活動の一つです。

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による販路の拡大、就労の場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

中山間地域を中心とした農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取組は近年増加してきており、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農業体験、加工体験、木工体験、釣り堀センターなどその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、キャンプ場などのアウトドア施設、森林公園や農村公園などの体験施設の整備も進んでいます。

今後はこれら施設を起点として広域的なネットワークを構築し、積極的なPR、地域住民の協力による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成16（2004）年度にはグリーン・ツーリズムを普及・定着させるための交流関連施設の整備を支援しました。

表2 3 3 平成16年度に整備された主な交流関連施設

| 区分 | 市町村名 |
|----------|------|
| 農村体験宿泊施設 | 伊賀市 |

2-3 生活環境保全林の整備

森林には、土砂災害の防止、水源かん養や木材生産等の機能はもとより、大気の浄化や防音などの環境保全機能、森林浴やレクリエーションの場としての保健休養機能、文化・教育機能等さまざまな機能の発揮が求められており、都市近郊や集落周辺において、緑豊かな生活環境を保全・創出する森林を整備しました。

2-4 砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、ほぼ20kmにわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国的にも問題となっている侵食が著しく進んでいます。また、悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成9（1997）年には、井田海岸において堤防が決壊し、また、平成16（2004）年には、同じく井田海岸において天然護岸となっている部分が著しい浸食を受けました。

このため、海岸整備事業や災害復旧事業により人工リーフ等の面的防護工法を採用し、砂浜の侵食防止、海岸線の保全を図っています。

2-5 漁村と都市との交流の推進

海洋性レクリエーションの需要に対応し、都市住民との交流機能を有する多機能型漁港の整備を実施しています。

平成16（2004）年度には、新マリノベーション拠点交流促進総合整備（ふれあい整備）計画に従って、尾鷲市賀田湾の三木浦漁港及び紀勢町錦の錦漁港で海岸環境の整備を実施しました。

2-6 農山村と都市との交流の促進

(1) 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーションや

自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

三重県内における市民農園の開設状況は増加傾向にあり、近年では市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づくものが毎年1～2件新規に開設されています。

表2 3 4 地区別市民農園開設の状況

H16.4 現在

| | 北勢地区 | 中勢地区 | 南勢地区 | 紀州地区 | 伊賀地区 | 計 |
|---------|------|------|------|------|------|----|
| 市民農園法 | 3 | 3 | 5 | 1 | 1 | 13 |
| 特定農地貸付法 | 2 | 3 | 3 | 5 | 4 | 17 |

(2) 山村と都市との交流促進

近年、森林に対する要求は単に木材生産の場としてだけではなく、保健・文化・教育的な活用など多様化してきています。

一方、山村地域でも、過疎化、高齢化が進行し、地域の活力が低下してくるなか、山村地域の特性と森林を活用した交流拠点を整備するなど、その活用を図ることで、都市と山村の交流を進め、山村の活性化を目指しています。

平成16（2004）年度には、市町村や関係団体が主体となり地域の活性化を目指すワークショップ開催などの取組に対し、支援を行いました。